

子どもの権利擁護推進のための臨時委員の指名について（提案）

子どもの意見表明に対する調査審議の体制を整え、子どもの権利擁護を推進するため、福岡市子ども・子育て審議会条例施行規則第4条第2項に基づき、以下のとおり、本審議会「権利擁護等専門部会」（以下、専門部会）の臨時委員3名を指名してよいか諮るもの。

1. 背景

児童福祉法の改正に伴い、都道府県は、児童養護施設等入所、里親委託、一時保護その他の措置の実施や処遇に対する児童の意見等について、審議会その他の機関による調査審議と意見具申が行われるようにし、子どもの権利擁護の環境整備を行うこととされた。

福岡市は、令和4年度より「NPO 法人 子どもアドボカシーセンター福岡」に「子どもの権利サポート事業」（右図参照）を委託し、子どもの意見表明支援員（子どもアドボケイト）による児童養護施設や里親家庭などへの定期訪問を通じて子どもの意見表明支援を開始したが、調査審議を行う機関は未設置となっている。

2. 対応方針

「児童養護施設等入所児童の権利擁護に関する事項」を所管する専門部会（委員5名・臨時委員1名）に追加で臨時委員3名を置いて9名とし、そのうち4名で構成する小委員会（下記4）において、表明された子どもの意見に関する調査審議と意見具申を行うことをモデル実施する。

3. 権利救済（モデル実施）の流れ

- ①意見表明支援員（子どもアドボカシーセンター福岡）が子どもの意見表明を支援
- ②児童又は意見表明支援員からの調査審議申立てを市が受理
- ③市が専門部会に付議
- ④専門部会事務局が調査実施（外部委託）
- ⑤専門部会に置く小委員会（下記4）が調査審議を随時実施
- ⑥専門部会が意見具申
- ⑦専門部会の意見具申に基づき、関係機関（児相・施設・里親等）に対して市が指導、子どもアドボカシーセンター福岡が対応を促進
- ⑧関係機関が市に対応結果を報告

4. 子どもの意見表明に係る小委員会（4名）

- 柳優香（福岡県弁護士会代表、子どもの権利など法的視点）
- 中村みどり（専門：当事者視点、里親支援） ※新たに指名する臨時委員
社会的養護当事者団体 Children's Views and Voices（CVV）副代表
NPO 法人キーアセット（里親支援機関）
「福岡市社会的養育のあり方検討会」（平成31年1月～令和元年7月）委員
- 小澤永治（専門：社会的養護児童の臨床心理） ※新たに指名する臨時委員
九州大学大学院人間環境学研究院准教授
- 畠山由佳子（専門：児童虐待、当事者参画） ※新たに指名する臨時委員
神戸女子短期大学幼児教育学科教授

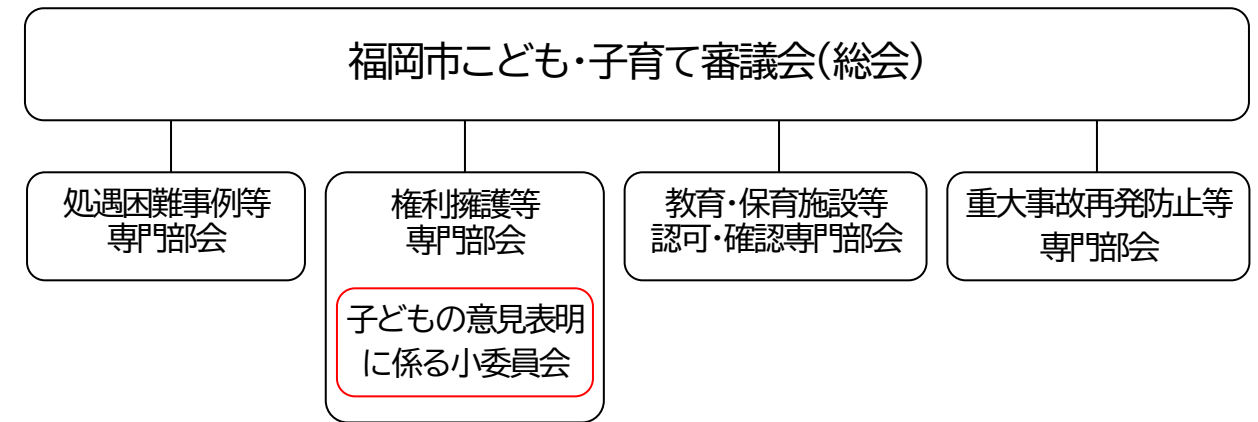
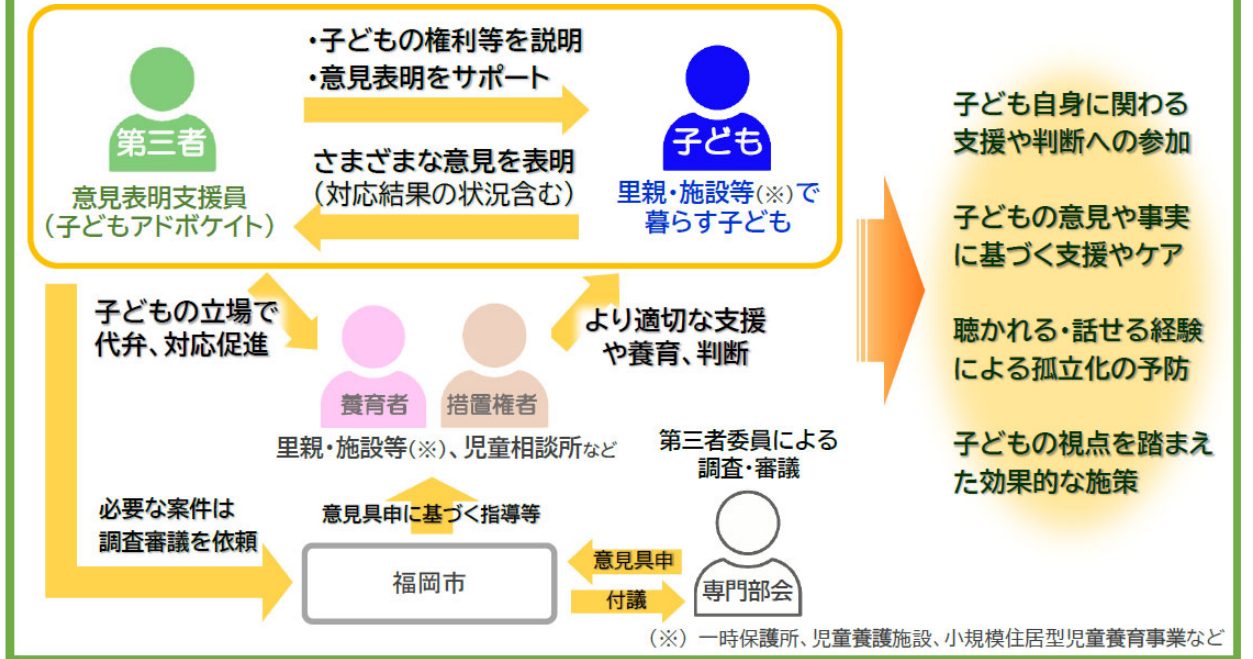
（指名理由）

児童相談所の措置によって里親や施設で暮らしている子どもの意見について子どもの立場に立って適切かつ公正に調査審議できるよう、社会的養護当事者の視点、社会的養護児童の臨床心理学的識見、児童虐待や当事者参画の識見を有する臨時委員3名を指名する。

令和4年度 福岡市実施事業（実証モデル事業）の概要

子どもの権利サポート事業

一時保護所や里親、児童養護施設などで保護・養育されている子どもに、専門的な第三者が定期的に訪問して寄り添いながら意見表明を支援し、子どもの権利擁護を推進



（根拠条文）

○改正児童福祉法（令和6年4月施行）第11条第1項

都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。（中略）

第2号 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。（イ～チ略）

リ 児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うこと

○福岡市子ども・子育て審議会条例施行規則

第3条第2号 権利擁護等専門部会 児童養護施設等入所児童の権利擁護に関する事項及び児童虐待による死亡事例等の検証

第4条第2項 専門部会の委員は、委員長が審議会に諮って指名する。